

奈良県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第四十八号

奈良県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則の一部を改正する規則

奈良県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則（昭和四十八年十二月奈良県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。